

令和7年2月5日  
共 産 党

能登半島の復旧・復興のために新たな支援の枠をつくることを求める意見書（案）

令和6年1月に発生した能登半島地震から1年が経過した。被災者が希望を持って生活を送るためにも「被災地を見捨てていない」という意思を国が行動で示すことが求められている。しかし、復旧の遅れは、過去の震災と比べて突出している。人口流出と災害関連死も続き、課題は山積している。

「展望が見えず人口が流出すると商店や介護施設も立ち行かず、施設がないと人が戻れない」という悪循環を断ち切るという、断固たる国の姿勢が不可欠である。

従前の制度に被災者をあてはめるのではなく、能登の住民が生活と生業を再建できる枠組みへと変えることが求められる。現行制度の枠内では、家屋が半壊以下の判定だと仮設住宅に入れず、公費解体、医療費減免などを受けることができない実態も広がっている。家屋の被害判定は、自治体職員が担っているため人手が足りず、不服による2次審査待ちの人も多い。修繕できず、壊れた家で冬を過ごすことになり先が見えない状態が続いている。今、能登で起きている問題は全国で起きうることである。国民の安全・安心を守るためには、まず能登の復旧・復興に全力で取り組む政治が求められる。

被災者が希望を持って生活を送るために、いま必要なことは、被災者の要望に添って制度を柔軟に活用することと併せて、既存の制度を超えた新たな支援の枠を国の責任でつくることである。

よって、板橋区議会は、政府に対し、能登半島の復旧・復興のために新たな支援の枠を国の責任でつくることを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

年 月 日

東京都板橋区議会議長名

内閣府特命担当大臣（防災） 宛